



1944 (昭和19)年4月5日、同窓生の見送りを受け校門を進発し、通年勤労動員先に向かう都立浅草女子商業学校の生徒。
『アサヒグラフ昭和19年5月3日号』より

戦時下の土浦中学生 7 ～学徒勤労動員～

学徒勤労動員又は学徒動員とは、アジア太平洋戦争末期の1943(昭和18)年以降の深刻な労働力不足を補うために、中等学校以上の生徒や学生が軍需産業や食糧生産に動員されたことを言います。1944年からは通年の動員となり、旧制中学校や女学校の殆どの授業が割愛されました。終戦直前の1945年7月の動員数は全国で343万人に上っています。

文中の【 】内は筆者による注記です。

学徒勤労動員・学徒出陣

1941(昭和16)年12月8日、日本はアジア太平洋戦争に突入、戦局の進展とともに、軍に動員される国民が増加し、産業界の労働力は減少する一方となりました。そのため、学徒の労働力が注目されるようになり、1943年3月には、「中学校規程」により、修業年限が5年から4年に短縮されました【1945年3月卒業生から土浦中学では45・46回生が4年修了で繰り上げ卒業となった】。更に同年6月、東条内閣において「学徒戦時動員体制確立要綱」が決定されました。この要綱の狙いは、学徒の戦時動員体制を確立して、「有事即応ノ態勢」に置くこと及び「勤労動員ヲ強化」することでありました。「有事即応ノ態勢」に置くことは、学徒の軍事に関する能力を高め、国土防衛に直接参加させるために学校報国隊の機能を強化し、戦技・特技・防空の訓練の徹底を図ること、女子については、戦時救護の訓練を実施することでした。また、「勤労動員ヲ強化」することによって、食糧増産・国防施設建設・緊急物資生産・輸送力増強が図られ、国民学校高等科・中等学校・女学校以上の生徒や学生を工場や農村に動員できるようにしました。そのため、低学年は農村に、高学年は軍需工場に動員され、学徒たちは、鉛筆やペンや鋏やハンマーに代えて働くことになりました。

戦局の悪化に応じて、政府は、1943年10月、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を立案し、学校の整理統合と修業年限の短縮、戦時勤労動員の強化等の措置を閣議決定しました。これによって、1941年2月以降、30日以内とされてきた勤労動員が、「教育実践ノ一環」として、「在学期間中一年二付概ネ三分ノ一相当期間」に互って実施されることになりました。また10月1日、「在学徴集延期臨時特例(勅令第75号)」が公布されて、理工系と

教員養成系とを除く文科系の高等教育諸学校在学生の徴兵延期措置が撤廃され、20歳以上の文科系学生が在学中中で徴兵され入隊、出征していききました。この第1回学徒兵入隊を前にした1943年10月21日、東京の明治神宮外苑競技場では、文部省学校報国団本部の主催による出陣学徒壮行会が開かれ、東条英機首相・岡部長景文相らの出席の下、関東地方の入隊学生を中心に7万人が集結、行列行進が行われました。

学徒半ばで出陣した学徒兵の数は、全国で20数万人と推定されています。学徒兵は陸海軍部隊に配属され、短期の訓練を受けて、中国大陸や南方戦線、南太平洋等の前線に送られ、多くの戦死者を出しました。この戦没学生たちの手記『きけわだつみのこえ』が戦後1949(昭和24)年に出版され、ベストセラーとなりました。

1943年度、土浦中学では、例年のとおり全学年で、6月17日から23日までの間に4日間、10月26日から11月4日までの間に8日間の農繁期勤労奉仕作業を行いました。

農繁期勤労作業は、地区ごとに班を編成し、5年生が班長となって統率し、班単位で行動しました。朝、決められた場所に集まって指示を受け、6月には麦刈り、ジャガイモ起こし、秋はサツマイモ掘り、稲刈り等の作業を行っています。

2・3月の勤労奉仕【1年生4日間、2・3年生6日間、4年生7日間】は土地改良作業でした。

2・3年生の場合には、土浦・美並・安飾・下大津・藤沢・志士庫・佐谷に行きました。土浦・下大津へは通い、その他へは前日に出発し農家に宿泊しました。この時は、暗渠排水作業を行いました。排水をよくするため、田を胸ぐらいの深さにまで掘り、そこに粗朶【そだ切り取った木の枝】や孟宗竹を入れると

いう重労働でした。仕事が終わると、大きな農家に集まって夕食を頂戴しました。農家の人々は、感謝の気持ちを含めて、精一杯のもてなしをしてくれました。「ひもじい時、腹一杯食べた銀めしの味、これは一生忘れられません。」と、中学46・47回生の卒業30周年記念誌に記されています。

その他、土浦海軍航空隊適性部での造成工事【4・5年生が夏休みに1週間ほど】や土浦海軍航空隊での整地作業【3・4年生が8月1日に】、更には、霞ヶ浦海軍航空隊での草刈作業【全学年で12月26日に】等も実施しています。

動員強化

1944(昭和19)年1月、政府は、激増の見込まれる労務需要に応じるため、「緊急国民勤労動員方策要綱」と「緊急学徒勤労動員方策要綱」とを同時に閣議決定しました。この要綱では、学徒動員を「勤労即教育ノ本旨ニ徹シ」て強化し、「動員期間ハ一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且継続シテ」行うこととしました。これは、前年10月に決定した「教育ニ関スル戦時非常措置方策」と内容的には同様のものではしたが、その動員期間が断続するものではなく「継続するものであり、動員の性格が従来の「教育実践ノ一環トシテ」の勤労動員から「勤労即教育」の勤労動員とされた点が違っていました。

土浦中学でも、同年4月から勤労作業が強化されていきました。4・5年生は第1回が4月7日から18日までの間に9日間【4年生は8日間】、海軍病院【現国立病院機構霞ヶ浦医療センター】での防空壕造成や土浦駅での軍用品の積み降ろしに従事し、一部の生徒は荒川沖駅や霞ヶ浦海軍航空隊での作業を行いました。第2回は4月26日から5月2日までの間に5日間でしたが、作業内容は不明です。第3回が5月10日から16日の間に6日間、土浦駅での作業と新川で



土浦中學生が勤労作業に従事した旧海軍病院跡地。現霞ヶ浦医療センター敷地内には、正門（上）や旧海軍を示す「いかり」が刻まれた消火栓（右）など、往時の遺構がいくつか残っている。



の作業とが行われ、第4回は5月29・30・31日の3日間、航空隊での除草作業でした。第5回は5年生のみで6月26日から30日までの5日間、陸軍西筑波飛行場【現つくば市作谷一帯】に宿泊して除草作業に当たりました。7月8日からの通年動員が行われるまでの3ヶ月間の動員日数は、5年生が28日、4年生が21日で、作業はクラス単位或いはクラス内の班単位で行われました。3年生は、第1回が4月20日から24日までの間に4日間で、第一海軍航空廠での貨車からの石炭降ろし、自動車からの降ろし、レール運び作業等でした。第2回は5月4日から9日までの6日間で、第3回が5月17日から27日までの間に6日間、ともに内容は不明です。第4回が8月22日から25日までの4日間、霞ヶ浦造船所、海軍病院、中川ヒューム管、丸通会社、土浦駅、赤池作業場等での作業。第5回が10月25日から11月2日までの間に7日間、秋季勤労奉仕作業でサツマイモ掘り。作業終了後にサツマイモ持参で通年動員中の4・5年生を慰問。第6回が1月8日から19日までの間に11日間、作業場所は第4回と同じ。合計38日の勤労奉仕でした【作業内容については、不明なものが多い。】

1・2年生は、例年のとおり、6月20日から30日の間に8日間、10月25日から11月2日までの間に【日数は不明】農繁期援農作業を行い、その他、8月22日から26日までの間に4日間、霞ヶ浦海軍航空隊で作業を行いました。1944年度、勤労奉仕作業に多く動員されたのは3年生以上でしたが、多くはクラス単位の行動で、教員が引率・巡回・作業監督を行いました。1回の作業は4日から10日ほどで、それが終わると、1週間くらいは登校して授業を受け、それからまた勤労奉仕作業を行うといった日程でした。4・5年生は同一行動を取る機会が多くありましたが、3年生の作業と重ならないように、日程が調整されていました。こうして学生の本分たる学びの時間は益々少なくなっていきましたが、生徒たちは一言の不満も漏らさず、お国のため、銃後の務めとして総力を挙げて作業に取り組んでいました。

1944年2月、戦局はいよいよ不利になり、政府は、同月25日、閣議において「決戦非常措置要綱」を決定し、国民生活の各分野に亘って当面の非常措置を定めました。これによって前月の閣議決定は根本的に修正され、中等学校程度以上の生徒は、「今後一年、常時之ヲ勤勞其ノ他非常勤務ニ出動セシメ得ル組織体制ニ置キ、必要ニ応ジ」動員することになりました。3月、「決戦非常措置要綱」に基づく学徒動員実施要綱^①が出され、動員の基準が明らかにされました。この中に、

- (1) 学徒の通年動員
 - (2) 学校の程度・種類による学徒の計画の適正配置
 - (3) 教職員の率先指導と教職員による勤労管理
- 等が強調され、文部省はこの決定に基づいて詳細な学校別動員基準を作成し、3月末に全国に指令しました。これを受けて全国の学徒は、4月半ばから、通い慣れた校舎から続々と軍需工場へ動員されていきました。4月、文部省は「学徒勤労動員実施要領ニ関スル件」を指令しました。これは、作業場を「行学一体ノ道場」^②たらしめ、学徒の「奉公精神、教養規律ニヨリ、作業場ヲ純真且明朗ナラシムルコト」を要請し、教職員の「率先垂範陣頭指揮」を強調したものでした。更に5月、文部省は、「勤務時間中軍事教育、教授訓育等ノタメ一週六時間ヲ原則トスル時間ヲ設ク」べきことを指示しました。しかし、7月9日にはサイパン島が陥落する等、アメリカ軍による反攻は熾烈を極め、我が国の劣勢、特に航空戦力の絶対的不足が明らかになってきました。そこで、政府は、7月11日、「航空機緊急増産ニ関スル非常措置ノ件」を決定し、学徒動員の強化をそのための一措置として決定しました。これに基づいて文部省は同月、「学徒勤勞ノ徹底強化ニ関スル件」を通牒し、
- (1) 1週6時間の教育訓練時間の停止
 - (2) 国民学校高等科児童の継続動員
 - (3) 供給不足の場合の中等学校低学年生徒の動員
 - (4) 深夜業を中等学校3年生以上の女子生徒にも課すること
 - (5) 出動後2ヶ月経たない学徒にも深夜業を課すること
- 等を指令しました。
- 8月、「学徒勤勞令」が「女子挺身勤勞令」^③と同日に公布され、学徒動員の法的に強化され、11月には夜間学校の学徒や病弱のため動員から除外されていた学徒の動員までもが指令されました。また12月には、中等学校卒業予定者の勤勞動員継続の措置が決まり、翌年3月卒業後も引き続き学徒勤勞動員を継

① 進修百年 土浦一高
 文部科学省
 (高21回 松井泰寿)

② テ之ヲ停止スル」こととし、5月22日に公布された「戦時教育令(勅令第320号)」によって、通年動員が正式に法制化されました。同令は、措置の終了期限を定めず、更に教育勅語を引用した上諭を付し、学徒に対し本土決戦に参加し、国家に対する最後の奉公を行うことを義務付けたもので、我が国教育の玉砕を意味するものとなりました。

③ 軍需生産・食糧増産・防空防衛に動員された学徒の数は、1945年7月には34万人に上りました。学徒動員による死亡者は10,966人、^④9,953人の原爆死亡者を含む、^⑤傷病者は9,789人に及んでいます。

④ 勤勞即教育
 ⑤ 1938年から始められた学生・生徒の勤勞奉仕は、1944年の破滅的な通年勤勞動員にまで拡大されたが、文部省はそれを合理化するために「勤勞即教育」と主張した。

⑥ 女子挺身勤勞令
 アジア太平洋戦争後期、戦争による労働力不足を補うため、1943年に「女子勤勞動員促進令」が閣議決定されたのを受け、翌年、女子挺身隊が結成された。挺身隊は、地域・職域・学校別に組織され、20〜40歳の未婚女子の職場進出が図られた。翌年3月からは強制的になり、8月には「女子挺身勤勞令」が公布されて、14〜40歳の内地(日本国内)女性の動員が義務付けられ、違反者には1年以下の懲役又は1000円以下の罰金が科せられることとなった。